

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第9号

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則

新潟県消防学校規則（昭和57年新潟県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前					
(卒業証書等の授与)					(卒業証書等の授与)					
第14条 校長は、別表第1に規定する初任教育を修了した学生に対しては別記第1号様式の卒業証書を、専科教育又は幹部教育の各科（指揮幹部科にあつては、現場指揮課程又は分団指揮課程）を修了した学生に対しては別記第2号様式の修了証書を、授与するものとする。					第14条 校長は、別表第1に規定する初任教育を修了した学生に対しては別記第1号様式の卒業証書を、専科教育又は幹部教育を修了した学生に対しては別記第2号様式の修了証書を、授与するものとする。					
<u>2 現場指揮課程及び分団指揮課程の両課程を修了した学生に対しては、別記第2号様式の修了証書を授与するとともに、き章を交付するものとする。</u>					2 前項以外の教育訓練を修了した者に対しては、別記第3号様式の修了証を授与することができる。					
<u>3 前2項以外の教育訓練を修了した者に対しては、別記第3号様式の修了証を授与することができる。</u>					2 前項以外の教育訓練を修了した者に対しては、別記第3号様式の修了証を授与することができる。					
別表第1 （第2条、第6条、第14条関係）					別表第1 （第2条、第6条、第14条関係）					
	種類	内容	科及び時間数			種類	内容	科及び時間数		
(略)					(略)					
消防	(略)				消防	(略)				
団員 対 す る 教 育 訓 練	幹部教 育	(略)	指揮 幹部 科	現場指 揮課程	14時 間	幹部教 育	(略)	中級幹部科	12時間	
				分団指 揮課程	10時 間					
(略)					(略)					
別表第2 （第2条関係）					別表第2 （第2条関係）					
(1) (略)					(1) (略)					
(2) 消防団員に対する教育訓練					(2) 消防団員に対する教育訓練					
ア・イ (略)					ア・イ (略)					
ウ 幹部教育の科及び教科目					ウ 幹部教育の科及び教科目					
	科	教科目				科	教科目			
(略)					(略)					
指揮 幹部 科	現場 指揮 課程	講話・現場指揮・安全管理			中級幹部科	講話				
		火災防ぎょ訓練				組織制度				
		水災活動訓練				現場指揮				

エ (略)		救助・救命訓練	エ (略)
		避難誘導訓練	
		災害情報収集・伝達訓練	
		地域防災指導訓練	
		行事その他	
	分団 指揮 課程	講話・組織制度・安全管理	
		防災	
		災害対応図上訓練	
		事例研究	
		行事その他	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表第1に規定する中級幹部科を修了した者は、改正後の別表第1に規定する分団指揮課程を修了したものとみなす。